

板橋区ひきこもり相談支援事業実施要綱

令和5年3月22日区長決定

(目的)

第1条 板橋区ひきこもり相談支援事業（以下「本事業」という。）は、ひきこもり状態にある者（以下「ひきこもり本人」という。）及びその家族等に対する相談並びに支援を行うことにより、ひきこもり本人の自立（日常生活自立、社会生活自立及び就労自立）、社会参加及び自己肯定感の回復を促進し、ひきこもり本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、板橋区（以下「区」という。）とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な運営ができると認められる民間団体等に委託することができる。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、原則として区内に居住するひきこもり本人及びその家族等（以下「対象者」という。）とする。

2 本要綱で対象とするひきこもりの範囲は、原則、様々な要因により、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊等）を避け、概ね家庭にとどまり続けている状態とする。

(事業内容)

第4条 本事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ひきこもり相談支援（ひきこもり相談窓口の設置）
- (2) ひきこもり相談支援に関する関係機関等との連携及び連絡調整
- (3) ひきこもり支援に関する情報発信及び普及啓発
- (4) ひきこもり本人の居場所づくり
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める支援

(守秘義務)

第5条 本事業に従事する者は、対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報とは、業務目的以外で、他に漏らしてはならない。業務が終了した後も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、福祉部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。